

JB ボール検査合格証の記入について

実施日 2025年11月

JB ボール検査合格証（記入例）

JB	ボール検査合格証			No.○○○○○○○		
氏名	東京 太郎		所属	東京都		
J.B. No.	13-A-○○○○○					
ボール 名	例 1) Black Diamond Particle Pearl					
	例 2) ブラックダーダイヤモンドパーティクルボール					
	例 3) ①KATANA 炎 ②刀 炎					
ボール No.	jp○○○○○	公認	IBF	○	JB	
重量	6.97kg	指穴数	3	プラグ	無	有()
有効期限 2025年4月1日より1年間有効						

公益財団法人 JAPAN BOWLING

氏名・所属・JB No.

JB会員証に記載されている、氏名、所属(連盟)名、JB会員番号を記入する。

1. ボール検査合格証の有効期間内に、年度切り替え等により、氏名、所属(連盟)名、JB会員番号が変わった場合は、新しい氏名、所属(連盟)名、会員番号を訂正してそのまま使用する。
2. 訂正箇所には、JB公認ボール検査員が確認し捺印する。(訂正印は氏名・会員番号・所属のみ使用可能)
3. 会員移籍で訂正する場合は、移籍先連盟のボール検査員に訂正および訂正印を押印してもらい、裏面の検査員名と連盟名の箇所は訂正せずにそのままにしておくこと。
4. 訂正および訂正印の押印は選手所属連盟のボール検査員が行うこと(ボール検査合格証を発行した検査員名欄へ記載されているボール検査員以外でも可)

ボール名・ボールNo.・公認 (IBF・JB) 欄

1. ボール名は、ドリル証明証のボール名を IBF (アブルーブリスト)・JB 公認ボール (ホームページ) で確認して記入する。(例1・例2の様にボール名は英文字・カタカナ記入どちらでもよい)
2. ボールに表記されているボール名やアブルーブされている事が判明しているボールの場合は英文字・カタカナ以外の記入でもよい(上記表のボール名例3①か②のように記入してもよい)
3. IBF か JB の公認が確認できたらどちらかに「○」印を付ける。
4. ボールNo.は、ドリル証明証とボールに刻印されている番号を確認して記入する。

硬度

2021年9月1日より USBC 公認ボールリスト(アブルーブリスト)に掲載されているボール及びJB公認ボールは硬度検査を不要とする。

重量

ボールの重量は必ず「キログラム」単位で記入すること。

「重量」は台秤で計量することを原則とする。※小数点1ヶタ～2ヶタまで記入してもよい

本証の有効期間は1年間とする

本証受領後ボールにプラグ等の再加工をした場合、本証は無効とし、新たに連盟または大会本部に届け出て再検査を受けなければならない。

ドリル日 2025年4月1日

(No.○○○○ 号)

公認ドリラー名 青森花子

(No.○○○○ - 13号)

検査員名 佐賀三郎 

連盟名 東京都ボウリング連盟

指穴数・プラグ「無・有()」

1.指穴数はドリル証明証に記入されている数を記入する。

※ボール検査員がボールのプラグ数を確認、プラグがあるにもかかわらずドリル証明証に0、

またはプラグ数に相違がある場合は正しい数字を記入し、選手からドリラーに間違いを伝え再度ドリル証明証を発行してもらう

2.プラグ 有に○を付けた場合は () の中に数を記入する。

※プラグ数については、必ず公認ドリラーが発行するドリル証明証に記入されている数をボール検査合格証に記入する。ボール検査員が検査の時に判断して書くことはしないようとする。

※プラグの数え方は下図のとおりとする。

3.プラグをする時のソリッドでのプラグは、中に空洞ができるため禁止。

(下記のソリッド禁止事項を参照)

4.ボールの表面に付いた傷をプラグした時は、プラグ数に含まない。

有効期間

「ボール検査合格証」の有効期間は、検査日から翌年の検査日の前日までの1年間とする。
(年度有効期間ではありません)

JB公認ボール検査員が責任を持って有効期間を記入すること。

有効期間の記入は始まりの年月日のみ記入する。

例) 2025年4月1日より1年間有効

年号は西暦で記入する。和暦が記載されたカードは和暦を訂正して記入する。

例) 令和2025年4月1日

公認ドリラーナンバー・ドリル日

ボール検査に合格したらボール検査員がドリル証明証を確認して公認ドリラーナンバー・ドリル日を記入する。公認ドリラーナンバー印は押さなくてよい。

※検査するボールに対し、JB公認ドリラーとJB公認ボール検査員は、同じであってはならない。

※継続について、一度ボール検査を受け、「ボール検査合格証」の有効期間が失効し、加工等を一切しないで引き続き使用する場合は、JB公認ボール検査員が、失効した「ボール検査合格証」か「ドリル証明証」のJB公認ドリラーナンバーと番号・ドリル日を確認・記入する。

※新規に検査するボールは、ドリル証明証を確認する。

※ドリラーナンバー印の所に印が押してあっても使用可能とする。

※ドリル日は継続の場合のみ年号での記入をしてもよい。新規のドリルの場合は西暦で記入する。
(年号が入っているカードについては上記の有効期間と同じように訂正してよい)

検査日、検査員名、連盟名

1.ボール検査に合格した場合に、JB公認ボール検査員の責任において、「検査員名」・「登録番号」を記入し、JBに登録した印鑑を押す。(検査日は記入しなくてよい)

2.連盟名はボール検査員に販売する時に連盟が連盟印を押す。(公認ドリラーもボール検査員の資格を持っておりますのでドリラーにも販売をお願いします。)

3.JB公認ボール検査員が、自分のボールを検査することは認める。

※ドリル前に「ボール検査合格証」に署名捺印をし、発行することは禁止する。

(ボール検査前に「ボール検査合格証」にJB公認ボール検査員氏名が捺印された「ボール検査合格証」を発見した場合は、このJB公認ボール検査員の資格を取消す)

有効期間内の再加工等について

「ボール検査合格証」の有効期間内であっても、ボールにプラグ及びドリル等加工を加えた場合は必ず再検査をし、新しい「ボール検査合格証」を発行する。

同じボールを2人で使用する場合について

同じボールを2人で使用する場合は、それぞれの選手に「ボール検査合格証」が必要となる。

JB公認ドリラー・JB公認ボール検査員に不正があった場合について

JB公認ドリラー・JB公認ボール検査員に不正があった場合は、即座に資格喪失とし、発行された「ボール検査合格証」は無効とする。

ボール検査合格証発行について

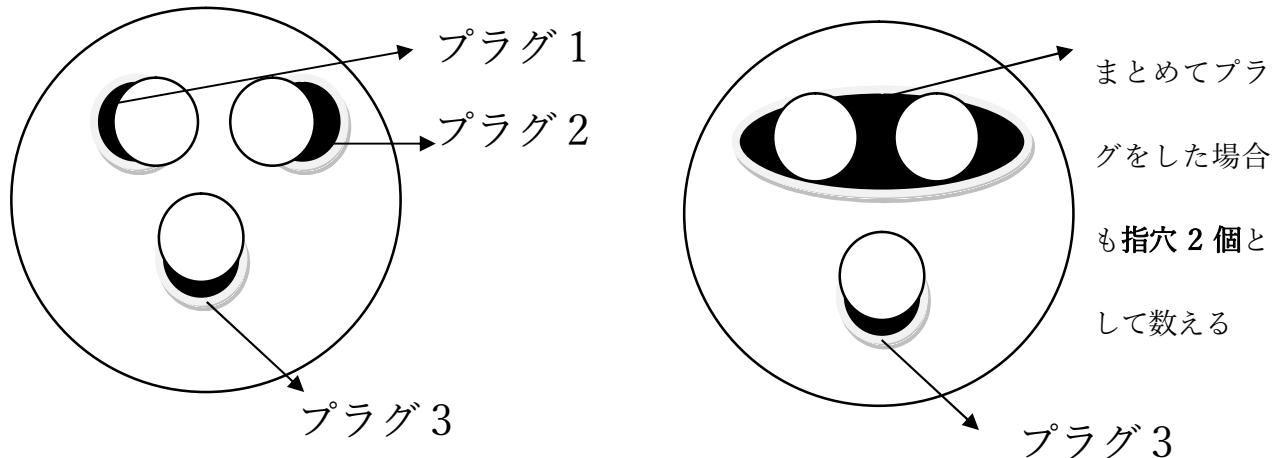
1. 「ボール検査合格証」は、選手の所属連盟において所属のボール検査員が検査をして発行するものとする。その際、所属連盟が定めているボール検査料金を納入する。
2. 「ボール検査合格証」は、鉛筆及び消せるボールペン等での記入を禁止する。
3. ボール検査する時には必ずドリル証明証を確認してから検査すること。

公益財団法人 JAPAN BOWLING 認証部 発行

大会時におけるボール検査合格証の不備・競技中の違反時の対応について

ボール検査合格証不備	対応
・ボール登録時	
ボール登録用紙とボール検査合格証の記入間違い	受付せずボールの確認をしてから登録してもらう
訂正不可の所の訂正している場合	当日検量
消せるボールペンで記入している	当日検量
有効期間が切れている	当日検量
登録しているボールと持ってきてるボールが違う	大会中に使用できないように競技本部で大会終了まで預かる
・再検量（ランダムチェック）時	
ボール検査合格証とボールのNo.が違う	大会中に使用できないように競技本部で大会終了まで預かる
プラグがあるのにプラグ無しとなっている プラグ数が異なる	大会中に使用できないように競技本部で大会終了まで預かる
登録しているボールとボールが違う	大会中に使用できないように競技本部で大会終了まで預かる
登録していないボールを会場に持ち込んだ場合	それまでの記録は全て無効とする
・競技中時	
競技中にボールの調整・加工して使用	そのゲームの点数を0点とする
登録していないボールを使用	登録していないボールを会場に持ち込んだとして、それまでの記録は全て無効とする
ドリルされている指穴を使用していない	そのゲームの点数を0点とする

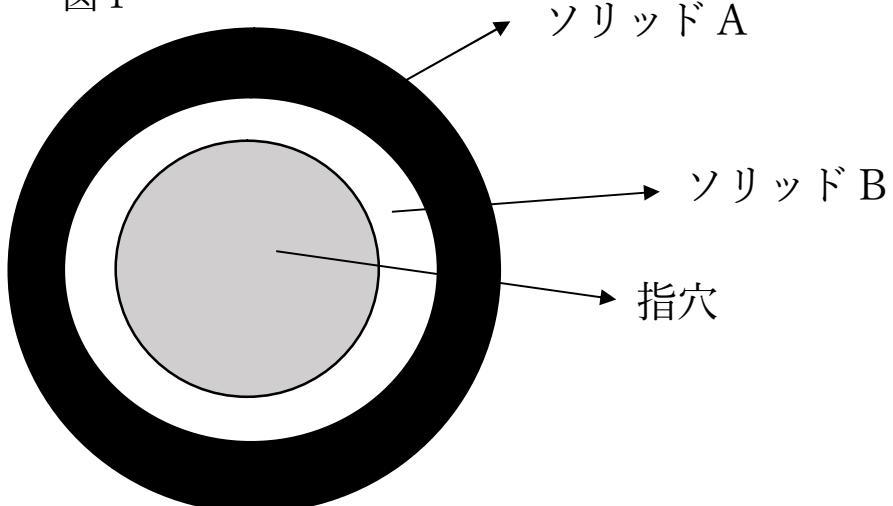
プラグの数え方



禁止事項

- 下記図1の様に大きいソリッド（ソリッドA）にそのまま小さいソリッド（ソリッドB）を入れてのソリッドは禁止につき、一度埋めなおして再度新しいソリッドを入れてください。
またソリッドをプラグのかわりに使用しないでください。

図1



- ・下記図2の様にソリッド（ソリッドA）に少しずらしてソリッド（ソリッドB）をドリルする事は禁止となります。

図2 ソリッド A

